公的研究費を財源とする取引にかかる取引業者からの誓約書等の徴収に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方独立行政法人大阪市博物館機構公的研究費の不正使用防止に関する規程(以下「規程」という。)第19条第2項に規定する、取引業者からの誓約書等の徴収に関し、必要な事項について定める。

(取引業者からの誓約書の徴収)

- 第2条 取引業者から徴する誓約書の書式は、別紙様式とする。
- 2 誓約書の徴収を行う取引業者(個人事業主を含む。以下同じ。)は、次のとおりとする。
 - (1) この要領施行時に現に地方独立行政法人大阪市博物館機構(以下「本法人」という。)と取引のある業者で、本法人の公的研究費を財源とする取引において、本要領施行時直近1年間の取引実績が複数回以上あり、かつ引き続き当該取引を希望する業者
 - (2) この要領施行日以降に、新たに本法人の公的研究費を財源とする取引に参加しようとする業者
- 3 誓約書の徴収を行う取引業者の範囲から、次の各号に該当する者を除く。
 - (1) 国、地方公共団体、独立行政法人等の公的機関
 - (2) その他、誓約書の徴収に馴染まない業種・相手方
- 4 誓約書の徴収時期については、次のとおりとする。
 - (1) 第2項第1号に該当する取引業者 この要領施行後可及的速やかな時期
 - (2) 第2項第2号に該当する取引業者 新たに取引を行おうとするとき
- 5 誓約書の徴収は原則1回とし、誓約書の徴収を行った取引業者と本法人において取引 のある間は有効とする。ただし、規程の改正、その他公的研究費の不正使用防止に関す る諸規程の改正があった場合は、改めて誓約書を徴収するものとする。

附則

この要領は、令和3年7月21日から施行する。